


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市税条例の一部を改正する条例の専決処分について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>令和2年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、東大和市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>なお、改正内容は、令和2年4月1日から施行する必要があるが、地方税法等の一部を改正する法律が、議会閉会後の3月30日に公布し、議会を招集する時間的な余裕がないことから、専決処分により改正する。</p>				
(1) 主な改正点				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市たばこ税の課税免除手続の簡素化に伴い規定の整備を行う。</li> <li>・固定資産税のわがまち特例について、地方税法の改正に伴い規定の整備を行う。</li> <li>・法人市民税における外国関係会社に係る所得の課税の特例について、租税特別措置法の改正に伴い規定の整備を行う。</li> </ul>				
(2) 施行日				
令和2年4月1日				
(3) 影響及び効果				
地方税法に即した適正な課税が行える。				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
(1) 条例改正を専決処分により行うことについて、令和2年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長より議会に対して説明を行った。				
(2) 令和2年3月30日 地方税法等の一部を改正する法律 公布				
(3) 文書課において審査済み				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
地方自治法第179条第3項の規定に基づき、次の議会において専決処分の報告をし、承認を受けることとする。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。